

平成二十年四月三日提出
質問第二六三号

後期高齢者医療制度の保険料等に関する質問主意書

提出者
山井和則

後期高齢者医療制度の保険料等に関する質問主意書

後期高齢者医療制度の保険料等について、以下のとおり質問する。

一 後期高齢者医療制度における保険料の普通徴収の対象となつている被保険者のうち、低所得等のため保険料を一年以上納められず資格者証が発行される被保険者は、制度施行二年後、どれくらいの人数になると推計しているか。

二 後期高齢者医療制度が施行される以前の制度のもとで、受給資格者証の発行を受けた者は何人いるか。

三 また、受給資格者証を受けた者と受けていない者との間の受診率はどの程度の違いがあるか。

四 昨年一年間で、国民健康保険の保険料が払えなかつたりしたために、死亡した者が三十一人との新聞報道があつた（平成二十年三月二十六日、東京新聞）。不況や倒産といった理由によつて資格者証を発行したのは何件あつたか。不況や倒産といった理由によつて資格者証を発行するのは、趣旨に反するのではないか。

五 これと同趣旨で、後期高齢者医療制度において、資格者証を発行するのはおかしいのではないか。

六 病状が急変した場合の治療等の実施、搬送等について、あらかじめ意思を確認する際の「後期高齢者終

末期相談支援料」は、対応の如何によつては延命しないことにつながりかねず、生命の尊厳に反するものであるが、この点についてどのように考えるか。

右質問する。